

自転車保険の加入義務化

本年4月1日に「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。ついては、本号外を通じて同条例を皆さまに紹介したいと考えていますが、第1号では「自転車保険の加入義務化」についてお知らせします。

ポイント！ 義務化

令和4年10月1月から、

- 自転車利用者やその保護者
- 事業活動で自転車を利用する事業者、
- 自転車貸付業者

は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

以下は、皆さまから質問のあった内容などを紹介します。県HPにも記載されていますので、そちらもご覧ください。

Q. 自転車損害賠償責任保険等とはどのような保険ですか。

A. 自転車利用中の交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償するための保険又は共済のことをいい、自転車の事故で相手方の怪我の治療費などを補償する保険となります。自身の怪我等に対する保険等への加入義務はありません。



相手の治療費や慰謝料等を補償する保険ですね。

Q. 加入しないと罰則はあるのですか。

A. 罰則はありません。しかし、自転車事故を起こした場合に備えて、自転車損害賠償保険等に加入してください。

Q. 必要な契約金額（補償額）はありますか。

A. 条例では契約金額（補償額）の規定はありませんが、判決で1億円近くの高額な損害賠償の支払が命ぜられた事例があります。契約金額（補償額）は保険等によって様々ですので、自転車の利用方法に見合った保険等に加入してください。

Q. 保険料はいくらですか。

A. 保険料は、保険等の内容や補償内容、契約金額により様々です。ご確認の上、ご自身に合った保険等に加入してください。